# 北九州市建設リサイクル行動計画2016

# 1 建設リサイクルに関するこれまでの取組みと行動計画策定の目的

国土交通省は、平成26年9月に「建設リサイクル推進計画2014」、平成27年3月に「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」を策定し、建設副産物の平成30年度までに達成すべき再資源化率の目標値を設定している。

本市は、平成12年5月に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」を受け、平成16年3月に「北九州市建設リサイクル行動計画」、平成25年3月に「北九州市建設リサイクル行動計画2013」を策定し、これまで建設副産物の発生抑制や建設廃棄物の再資源化の徹底、再生資源の利用促進、建設発生土の有効利用等に取り組んできたが、国土交通省が設定した平成30年度の建設副産物の再資源化率の目標値を達成するため、今回、新たに「北九州市建設リサイクル行動計画2016」を策定し、更なる建設リサイクルの推進に取り組むものである。

# 2 「北九州市建設リサイクル行動計画2016」

本行動計画は、市発注の公共工事を対象にライフサイクルの視点に立ち、①建設副産物の発生抑制対策 をはじめ、②質を高めた再資源化、③建設リサイクル資材の利用促進についての考え方を示すとともに、請 負事業者への指導を徹底し、建設副産物の適正な処理を推進するものである。

### (1) 建設副産物の発生抑制

- ① 計画、設計段階では、耐久性の向上や最新技術情報の入手に努める等、施工時の建設副産物の発生抑制対策を十分に考慮する。
- ② 施工段階では、軟弱土の流用を前提とする改良を行なう等、様々な工夫に努める。
- ③ 維持管理では、構造物の寿命を延ばすための最良な維持管理に努める。

#### (2) 再資源化

- ① アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材は「建設リサイクル法」に則り、運搬距離に関係なく再資源化施設へ搬出する。
- ② 建設発生汚泥は「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」に従って、発生抑制と再生利用に努める。
- ③ 建設混合廃棄物は最大限の分別排出を徹底する。
- ④ 土砂利用工事は新材利用ゼロを原則とし、建設発生土の一層の利用を推進する。
- ⑤ 上記、重点管理項目以外の建設廃棄物(鉄くず、廃プラスチック、ガラス等)についても最大限に再資源化施設へ搬出する。

#### (3) 再生資源の利用促進

- ① 発生する副産物の再資源化による潜在的な資源価値に着目しながら、カスケード利用(資源の質やレベルに応じ何度も形を変えて、最大限の利用を図ること)を促進する。
- ② 物質として再度有効に活用するマテリアルリサイクル (廃棄物を原料とし、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと) を、焼却等によるサーマルリサイクル (廃棄物から熱エネルギーを回収すること) より優先させる。
- ③ 「北九州市建設リサイクル資材使用指針」に基づき、認定された建設リサイクル資材の「指定使用資材」は、原則として品目、規格等を設計図書に指定し使用する。
- ④ 指定使用資材以外の北九州市認定の建設リサイクル資材についても、資材の特性、価格、使用条件等を総合的に検討し積極的に使用する。

#### (4) 適正処理

- ① 建設副産物の適正処理や廃棄物の適正処理業者の選定にあたっては、事前に関係者と十分な調整を行なう。
- ② 再資源化が困難な廃棄物は、その性状等を十分に把握し、透明性を高めたうえで適正に処分する。

#### (5) 啓発活動

再生資源利用に関する職員への周知を図るため、新工法、新技術による再生資源の利用促進を図った工事現場の紹介や、建設リサイクル技術講習会等を実施する。

#### (6) 留意事項

本行動計画を推進するにあたっては、九州地方整備局が平成24年10月に策定した「九州地区建設副産物に関する留意事項(案)」を参照するものとする。

## 3 行動計画の期間

行動計画期間は、平成28年度から平成30年度までとする。

# 4 建設副産物の再資源化率の目標値の設定

国土交通省の目標値に基づき、本市が平成30年度までに達成すべき建設副産物の再資源化率の目標値を次のとおり設定する。

建設副産物	アスファル ト・コンクリ ート塊	建 コンクリート 塊	設 廃 建設発生木材	棄 物 全 建設汚泥	体 建設混合廃棄物 (排出率)		建設発生土
平成30 年度に達成すべき 再資源化 率の目標 値	100%	100%	100%	90%	1 %	98%	90%
(参考) 平成27 年度の目 標値	100%	100%	100%	8 5 %	(現場外排出量) 6 8 1 t 平成 20 年度比 - 3 5 %	95%	90%

## 5 行動計画のフォローアップ

毎年度、「建設副産物実態調査」を実施し、建設副産物の処理に関する実態を把握しながら目標の達成に努める。

なお、建設副産物実態調査は、工事完了後に提出される「建設リサイクルデータ統合システム (クレダス)」を使用し実施する。